

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）から適用する。

附則（昭和四十八年九月二六日法律第九九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附則（昭和五十二年二月二日法律第九二号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 検察官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和五十三年一月二日法律第九四号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

2 検事（検察官の俸給等に関する法律別表検事の項一号から八号までの俸給月額を受け取る者を除く。）及び副検事（同法第九条に定める俸給月額又は同法別表副検事の項一号の俸給月額の俸給を受ける者を除く。）が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和五十四年二月二日法律第六一号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和五十五年一月二九日法律第九八号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和五十六年二月二四日法律第一〇〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表の改正規定中次長検事の項、東京高等検察庁検事長の項及びその他の検事長の項並びに検事の項一号から八号までに係る部分及び副検事の項一号に係る部分に係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間においては、新法別表検事の項九号から十二号までの俸給月額又は同表副検事の項二号から六号までの俸給月額の俸給を受ける者の俸給については、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、その額は、従前の例による額とする。

4 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和五十八年一月二九日法律第七三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和五十九年二月二日法律第八三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和六〇年二月二日法律第一〇一号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）第九条及び別表の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

3 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和六一年二月二日法律第一〇五号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和六二年二月二五五法律第一一三三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（昭和六三年二月二四日法律第一〇四号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（平成元年二月二三日法律第七七号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）第九条及び別表の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成二年二月二六日法律第八三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成三年二月二四日法律第一〇六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成四年二月一六日法律第九六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成五年二月二日法律第八六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成六年六月一五日法律第三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年一月七日法律第九三三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成七年一月〇月二五日法律第二二〇号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成八年二月二一日法律第一一六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成九年二月一〇日法律第一一六号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条の改正規定 平成十年一月一日
二 第九条の改正規定並びに別表の改正規定中検事総長の項、次長検事の項、東京高等検察庁検事長の項及びその他の検事長の項並びに検事の項一号から八号までに係る部分及び副検事の項一号に係る部分に係る部分 平成十年四月一日

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は、平成九年四月一日から適用する。
3 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一二四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一四五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附 則 (平成一二年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一四年一月二七日法律第一一四号)

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する)から施行する。

附 則 (平成一五年一月〇月一六日法律第一四四号)

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する)から施行する。

附 則 (平成一六年二月二一日法律第一四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第六条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する)。

(副検事の俸給の号の切替え)
第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「**一部施行日**」という。)の前日から引き続き副検事である者で、同日において**第二条**の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表(以下この条において「**改正前の別表**」という。)副検事の項**二**号から**十六**号までの俸給月額(以下この条において「**旧俸給月額**」という。)の俸給を受けていたものの一**部**施行日における俸給月額は、次の表の旧号欄に掲げる旧俸給月額に係る改正前の別表副検事の項の号に対応する次の表の新号欄に掲げる**第二条**の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律別表副検事の項の号の俸給月額とする。

旧号	新号
二	三
三	四
四	五
五	六
六	七
七	八
八	九
九	十
十	十一
十一	十二
十二	十三
十三	十四
十四	十五
十五	十六
十六	十七

(経過措置)
第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五号)の施行の日において次の各号に掲げる検察官である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額が一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「**基準額**」という。)に達しないこととなるものには、平成二十六年三月三十一日までの間において、「**基準額**」という)に達しないこととなるものには、平成二十六年三月三十一日までの間において、その受ける俸給月額が**基準額**に達するまでの間(検事総長及び東京高等検察庁検事長にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間)、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

一 検事総長、次長検事、検事長、検察官の俸給等に関する法律別表検事の項**一**号から**八**号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法附則**第三条**に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項**一**号若しくは**二**号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十八・九四
 二 検察官の俸給等に関する法律別表検事の項**九**号から**十九**号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同表副検事の項**二**号から**十四**号までの俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十九・一

2 一部施行日以降に新たに検察官となつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される検察官との権衡上必要があると認められるときは、当該検察官には、法務大臣の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 次長検事又は検事長(東京高等検察庁検事長を除く。)で、前二項の規定による俸給を支給されるものには、検察官の俸給等に関する法律**第一条**第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律**百十四**号)附則**第五条**の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間、一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律**第九十五**号)の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

附則 (平成一八年一月一七日本法律**第一〇**号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年一月三〇日本法律**第二二三**号)
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「**新法**」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (平成二二年五月二九日本法律**第四一**号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年一月三〇日本法律**第九一**号)
 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する)。

附則 (平成二二年一月三〇日本法律**第五八**号)
 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する)。

附則 (平成二四年二月二九日本法律**第五**号)
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。ただし、**第二条**及び**次条**から附則**第四条**までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する)。

(検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例)
第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律**百九十一**号)第四**条**第四項の規定に基づき計算される検察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において検察官に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、検察官の俸給等に関する法律附則**第四条**第一項及び同法**第一条**第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律**第二**号)第九**条**第二項の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。

(端数計算)
第三条 前条の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成二六年四月二八日本法律**第二二**号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則**第三十九**条から**第四十二**条までの規定 公布の日
 (処分等の効力)
第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。次条第一項において「**旧法令**」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の規定

めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたもののみならず。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣府令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもって規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附則（平成二十六年一月二八日法律第一三〇号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次条において「新法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

（経過措置）

第三条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成三十年三月三十一日までの間において、その受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けていた俸給月額に達するまでの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 一部施行日以降に新たに検察官となった者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される検察官との権衡上必要があると認められるときは、当該検察官には、法務大臣の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長を除く。）で、前二項の規定による俸給を支給されるものには、検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六六号）附則第五条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、一般職の職員との給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

附則（平成二十八年一月二六日法律第六六号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

附則（平成二十八年一月三〇日法律第九一号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

附則（平成二十九年二月一五日法律第八三号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

附則（平成三〇年一月三〇日法律第八六号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（令和元年一月二九日法律第五九号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則（令和三年六月一日法律第六一号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則 (令和四年二月二十八日法律第九一号)
 (施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。
 (給与の内払)
- 2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

附則 (令和五年二月二四日法律第七七号)
 (施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。
 (給与の内払)
- 2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

別表 (第二条関係)

区分	俸給月額
検事総長	一、四七〇、〇〇〇円
次長検事	一、二〇三、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、三〇六、〇〇〇円
その他の検事長	一、一〇三、〇〇〇円
検事	一、一七八、〇〇〇円
一号	一、〇三八、〇〇〇円
二号	九六八、〇〇〇円
三号	八二〇、〇〇〇円
四号	七〇八、〇〇〇円
五号	六三六、〇〇〇円
六号	五七六、〇〇〇円
七号	五一八、〇〇〇円
八号	四二三、〇〇〇円
九号	三八九、三〇〇円
十号	三六七、一〇〇円
十一号	三四三、八〇〇円
十二号	三二二、四〇〇円
十三号	三〇七、九〇〇円
十四号	二九一、四〇〇円
十五号	二八二、二〇〇円
十六号	二六三、五〇〇円
十七号	二五四、八〇〇円
十八号	二四九、四〇〇円
十九号	二四四、〇〇〇円
二十号	二二六、五〇〇円

副検事

一号	五七六、〇〇〇円
二号	五一八、〇〇〇円
三号	四四〇、四〇〇円
四号	四二三、〇〇〇円
五号	三八九、三〇〇円
六号	三六七、一〇〇円
七号	三四三、八〇〇円
八号	三二二、四〇〇円
九号	三〇七、九〇〇円
十号	二九一、四〇〇円
十一号	二八二、二〇〇円
十二号	二六三、五〇〇円
十三号	二五四、八〇〇円
十四号	二四九、四〇〇円
十五号	二四四、〇〇〇円
十六号	二三三、〇〇〇円
十七号	二二六、五〇〇円